

証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融先物取引 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引並びに海外金融先物市場（同条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）におけるこれと類似の取引をいう。</p> <p>五 オプション取引 次に掲げる取引をいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ イ又はロに掲げる取引と類似の取引であつて、証券取引所（外国において設立されたこれと類似の者を含む。以下同じ。）又は金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所（外国において設立されたこれと類似の者を含む。以下同じ。）の定める基準及び方法によらないもの</p> <p>六十 (略)</p> <p>2 前項第七号の規定にかかわらず、法第五十三条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）が、同項に規定する特定取引勘定に属するものとして経理した</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 金融先物取引 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引並びに海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）におけるこれと類似の取引をいう。</p> <p>五 オプション取引 次に掲げる取引をいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ イ又はロに掲げる取引と類似の取引であつて、証券取引所（外国において設立されたこれと類似の者を含む。以下同じ。）又は金融先物取引法第二条第五項に規定する金融先物取引所（外国において設立されたこれと類似の者を含む。以下同じ。）の定める基準及び方法によらないもの</p> <p>六十 (略)</p> <p>2 前項第七号の規定にかかわらず、法第五十六条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）が、同項に規定する特定取引勘定に属するものとして経理した</p>

<p>有価証券等については次の第一号から第五号に掲げる有価証券等の区分に応じ、第一号から第五号までに定める額を時価額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十三条の規定に基づき時価を付す有価証券等のうち前二号に定めるもの以外の有価証券等 公表されている計算を行う日の最終価格に基づき又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した</p> <p>価額</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>有価証券等については次の第一号から第五号に掲げる有価証券等の区分に応じ、第一号から第五号までに定める額を時価額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十六条の規定に基づき時価を付す有価証券等のうち前二号に定めるもの以外の有価証券等 公表されている計算を行う日の最終価格に基づき又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した</p> <p>価額</p> <p>四・五 (略)</p>
<p>(自己資本)</p> <p>第二条 法第五十二条第一項に規定する資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次のイからチまでに掲げるものであつて、その額の合計額が前各号に掲げるものの額の合計額に達するまでのもの</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ 劣後特約付借入金(証券会社が当該借入金に係る元利金の支払を行うことにより法第五十二条第二項の規定に違反することとなるときは当該元利金の支払を行わないことを書面により当事者が約した借入金で金融監督庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融監督庁長官等」という。)が承認するものをいう。)</p> <p>へ～チ (略)</p>	<p>(自己資本)</p> <p>第二条 法第五十四条第二項第一号に規定する資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次のイからチまでに掲げるものであつて、その額の合計額が前各号に掲げるものの額の合計額に達するまでのもの</p> <p>イ～二 (略)</p> <p>ホ 劣後特約付借入金(証券会社が当該借入金に係る元利金の支払を行うことにより法第五十四条第二項第一号に規定する下回るおそれがある場合に該当することとなるときは当該元利金の支払を行わないことを書面により当事者が約した借入金で金融監督庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(第十二条において「金融監督庁長官等」という。)が承認するものをいう。)</p> <p>へ～チ (略)</p>

<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものは、証券会社に関する命令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号)(第三十二条第一項で定める別紙様式第二号)(特定取引勘定設置証券会社にあつては別紙様式第二号の二)に掲げる貸借対照表(以下「貸借対照表」という。)の科目のうち次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第三条 法第五十四条第二項第一号に規定する固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものは、証券会社に関する省令(昭和四十年大蔵省令第五十二号)(第五条で定める様式第一号)(特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第一号の二)に掲げる貸借対照表(以下「貸借対照表」という。)の科目のうち次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>
<p>(リスク相当額)</p> <p>第四条 法第五十二条第一項に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(リスク相当額)</p> <p>第四条 法第五十四条第二項第一号に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>(市場リスク相当額)</p> <p>第五条 前条第一号に規定する額(以下「市場リスク相当額」という。)は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 別表第一の有価証券等の区分欄に掲げる有価証券及びオプション取引以外の有価証券その他の資産及び取引について金融監督庁長官等の</p>	<p>(市場リスク相当額)</p> <p>第五条 前条第一号に規定する額(以下「市場リスク相当額」という。)は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 二 (略)</p>

<p>承認を受けた方式により算出した市場リスク相当額</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取引先リスク相当額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社は、法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引の種類ごとに、金融監督庁長官等の承認を受けた各方式により算出した取引先リスク相当額を第一項の計算により算出される額に加えなければならない。</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取引先リスク相当額)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(基礎的リスク相当額)</p> <p>第九条 第四条第三号に規定する額(以下「基礎的リスク相当額」という)は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年の各月の営業費用(証券会社に関する命令第三十二条第一項で定める別紙様式第二号(特定取引勘定設置証券会社にあつては別紙様式第二号の二)に掲げる損益計算書の科目の営業費用に準じて計算する費用をいう。)の額の合計額に四分の一を乗じて得られる額とする。</p>	<p>(基礎的リスク相当額)</p> <p>第九条 第四条第三号に規定する額(以下「基礎的リスク相当額」という)は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年の各月の営業費用(証券会社に関する省令第五条で定める様式第一号(特定取引勘定設置証券会社にあつては様式第一号の二)に掲げる損益計算書の科目の営業費用に準じて計算する費用をいう。)の額の合計額に四分の一を乗じて得られる額とする。</p>	<p>(届出を要する場合)</p> <p>第十条 法第五十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合</p>	<p>(下回るおそれがある場合)</p> <p>第十条 法第五十四条第二項第一号に規定する下回るおそれがある場合と</p>

は、自己資本規制比率（同項に規定する自己資本規制比率をいう。以下同じ。）が百四十パーセント以下となった場合とする。

（届出等）

第十一条 証券会社は、法第五十二条第一項の規定に基づき、毎月末の自己資本規制比率について、別紙様式により作成した自己資本規制に関する報告書を、翌月十五日までに金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2 証券会社は、前条の規定に該当することとなった場合（次項に規定する場合を除く。）には、遅滞なく、前項に規定する自己資本規制に関する報告書に、業務又は財産の状況を説明した書類及び該当することとなった日以後の自己資本規制比率の推移の見通しを説明した書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

3 証券会社は、法第五十二条第二項の規定に違反することとなった場合

して総理府令・大蔵省令で定める場合は、第二条に規定する資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から第三条に規定する固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額（以下「固定化されていない自己資本の額」という。）が第四条に規定する市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額（以下「リスク相当額」という。）に百分の百二十を乗じて得られる額以下となった場合とする。

（月次報告等）

第十一条 証券会社は、別紙様式により、毎月末に自己資本規制に関する報告書を作成し、翌月十五日までに当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第四項の規定により金融監督庁長官が指定する証券会社（以下「本庁監理証券会社」という。）については、金融監督庁長官に提出するものとする。

2 固定化されていない自己資本の額がリスク相当額に百分の百二十を乗じて得られる額以下となった場合には、遅滞なく、自己資本規制に関する報告書及びその状況を改善する方法を示した計画書を当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。ただし、本庁監理証券会社については、金融監督庁長官に提出するものとする。

<p>には、第一項に規定する自己資本規制に関する報告書に、その状況を改善する方法を示した計画書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>4 証券会社は、前三項に規定する報告書を適正に作成するため、法第五十二条第一項に規定する資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額（次条第一号において「固定化されていない自己資本の額」という。）の計算に必要な情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要な情報の適切な把握を行わなければならない。</p>	<p>（開示すべき事項）</p> <p>第十二条 法第五十二条第三項に規定する書面には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 固定化されていない自己資本の額</li> <li>二 市場リスク相当額</li> <li>三 取引先リスク相当額</li> <li>四 基礎的リスク相当額</li> <li>五 自己資本規制比率</li> </ul>
<p>3 証券会社は、前一項に規定する報告書を適正に作成するため、固定化されていない自己資本の額及びリスク相当額の計算に必要な情報の適切な把握を行わなければならない。</p>	
<p>（申請書等の提出先等）</p> <p>第十二条 申請書、報告書その他のこの省令の規定により証券会社が金融監督庁長官等に提出する書類（次項において「申請書等」という。）の</p>	

<p>提出先は、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九條第二項の規定により金融監督庁長官が指定する証券会社にあつては金融監督庁長官、その他の証券会社にあつては当該証券会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長とする。</p> <p>2 証券会社が申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該証券会社の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該証券会社は、当該申請書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。</p>	
<p>（標準処理期間）</p> <p>第十四条 金融監督庁長官等は、第二条第五号ホ、第五条第一項第三号又は第八条第四項の規定による承認に関する申請がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（標準処理期間）</p> <p>第十二条 金融監督庁長官等は、第二条第五号ホの規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。</p>	